

弘前大学大学院で学ぶために必要な経費と 各種経済支援について



学務部学生課

(令和 8 年 9 月)

弘前大学大学院で学ぶために必要な経費と各種経済支援について

本学では、大学院で学ぶ学生に対し、国などの制度も活用して様々な経済支援を実施しています。

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)の奨学金のほか、自治体や民間の奨学金、本学独自の奨学金も利用できます。

本冊子では、大学院で学ぶために必要になる主な経費と本学大学院学生が利用できる経済支援制度についてまとめていますので、ご活用ください。

なお、経済支援を受けるには定められた要件を満たす必要があります。ただし、要件を満たしている場合でも、成績や家計の状況等を勘案し、予算や定員の範囲での選考が行われますので、申請の状況等によっては、経済支援等の措置が受けられない場合等がありますので、ご注意ください。

また、制度内容の見直しや要件の変更などもありますので、詳細はホームページ等で必ず確認してください。

本冊子において、

修士、博士前期及び専門職学位課程を「修士等課程」といいます。

博士、博士後期及び後期 3 年博士課程を「博士等課程」といいます。

「貸与奨学金」とは、返還が必要な奨学金のことです。

「給付奨学金」とは、返還不要な奨学金のことです。

修 ……修士、博士前期、専門職学位課程の学生が対象

博 ……博士、博士後期、後期 3 年博士課程の学生が対象

目 次

I 大学院で学ぶために必要な経費	1
1.大学院で学ぶために大学に納入する主な経費	
2.大学院生活に必要な保険の加入料	
II 経済支援制度(入学料免除, 授業料免除)	3
1.入学料免除	
2.授業料免除	
III 学内の各種支援制度	6
1.岩谷元彰弘前大学育英基金「奨学金給付事業」	
2.弘前大学生生活支援奨学金	
3.ティーチング・アシスタント(TA), リサーチ・アシスタント(RA)制度	
4. Well-being 学際教育研究プログラム	
5.弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム	
6.その他	
IV 学外の支援制度	8
1.日本学生支援機構の貸与奨学金	
2.自治体や企業・団体の奨学金	
3.その他	
【参考資料】令和 7 年度 弘前大学大学院生への支援等について	15

I 大学院で学ぶために必要な経費

修 博

1. 大学院で学ぶために大学に納入する主な経費は次のとおりです。

入学検定料	30,000 円
入学料	282,000 円
授業料(年間)	535,800 円

※入学料に改定があった場合は、改定後の入学料が適用されます。

※授業料は、原則として前学期・後学期に分割し、それぞれ 267,900 円を 5 月と 10 月に徴収します。

※授業料に改定があった場合は、改定後の授業料が適用されます。

■弘前大学の入学料・授業料等の確認はこちらから

弘前大学ホームページ ▶ 学生生活 ▶ 学年歴・サポート等
▶ 入学料・授業料等



2. 大学院生活に必要な保険の加入料

安心して修学及び研究活動ができるように、学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)及び学研災付帯賠償責任保険(略称「学研賠」)への加入を推奨しております。研究科によっては、授業科目で実習・実験・学外研修等を履修する場合、保険加入が義務付けられている場合があります。

【修士等課程】

研究科	1 年間分			2 年間分		
	学研災 (円)	学研賠 (円)	計 (円)	学研災 (円)	学研賠 (円)	計 (円)
人文社会科学研究科 教育学研究科 理工学研究科 農学生命科学研究科 地域共創科学研究科	1,000	340	1,340	1,750	680	2,430
保健学研究科	1,020	500	1,520	1,790	1,000	2,790

【博士等課程】

研究科	1年間分			2年間分			3年間分			4年間分		
	学研災 (円)	学研賠 (円)	計 (円)	学研災 (円)	学研賠 (円)	計 (円)	学研災 (円)	学研賠 (円)	計 (円)	学研災 (円)	学研賠 (円)	計 (円)
理工学研究科 地域社会研究科	1,000	340	1,340	1,750	680	2,430	2,600	1,020	3,620			
保健学研究科	1,020	500	1,520	1,790	1,000	2,790	2,650	1,500	4,150			
医学研究科	1,020	500	1,520	1,790	1,000	2,790	2,650	1,500	4,150	3,370	2,000	5,370



保険料が高くなっている研究科です。



入学時に修業年数分支払う場合の保険料の金額です。

※表中、学研災の金額には、「通学中等傷害危険担保特約」を含んでいます。

※学研災の金額が高い研究科等(医学研究科、保健学研究科)は、「通学中等傷害危険担保特約」と「接触感染予防保険金支払特約」を含みます。

※表中の学研賠は、付帯賠償を表します。付帯賠償は、通常はAコース「学研賠」ですが、医学研究科・保健学研究科は、Cコース「医学賠」となります。Aコース「学研賠」は、Bコース「インターン賠」の活動範囲を含みます。Cコース「医学賠」は、Aコース・Bコースの活動範囲を含みます。

新入生は、3月中に郵便局で払込みされると、4月1日からの適用となります。

在学学生は、郵便局で払込みされた翌日から、適用となります。

■「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」 「学研災付帯賠償責任保険(学研倍)」の確認はこちらから

財団法人日本国際教育支援協会ホームページ

▶ 学生教育研究災害傷害保険



Ⅱ 経済支援制度(入学料免除・授業料免除)

1.入学料免除

入学料免除は、次の「申請資格」のいずれかに該当する場合に、本人の申請に基づき許可されることがあります。

(1) 修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程に入学する者で、経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ優秀と認められる者への入学料免除 修

申請者の属する世帯(原則、生計を維持する父母両方とその子を世帯員とします)の1年間の認定所得金額が、本学の定める収入基準額以下である申請者の中から、予算の範囲内で入学料を免除します。

免除区分は3区分(「全額免除」「2/3 免除」「1/3 免除」)となります。

●免除区分に応じた入学料支払い額

入学料	全額免除の場合	2/3 免除の場合	1/3 免除の場合
282,000 円	0 円	94,000 円	188,000 円

※(1)の募集は春季のみです。

(2) 大学院入学試験合格後において、学資負担者が死亡した者、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者への入学料免除 修 博

入学決定以降に特別な事情等が発生し、経済的に入学が困難となった者の入学料を免除します。

※本学の大学院から引き続き博士等課程へ進学する場合は、入学料は発生しません。博

2.授業料免除

(1)経済的理由による授業料免除

経済的理由による授業料免除は、所属する課程区分「修士等課程」「博士等課程」によって審査方法・免除区分が異なります。詳細は必ず本学ホームページ掲載の「授業料免除等申請のしおり」で確認してください。

※授業料免除は各期(前期・後期)において申請が必要です。

① 修士等課程学生に対する授業料免除 修

〔申請要件〕 ※以下の要件いずれかに該当する場合申請できます。

ア 経済的理由(申請者の属する世帯の1年間の収入により審査を実施する。)により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀(修得単位が皆無、修業年限を超える者は対象外。)と認められる場合。

イ 授業料の各期の納付前6か月以内(新入学者の入学した日の属する期分に係る場合は、入学前1年以内)において、学生の主たる学資負担者が死亡し、又は学生若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受けた場合。

●免除区分(全額免除, 2/3 免除, 1/3 免除)に応じた授業料支払い額

授業料(半期分)	全額免除の場合	2/3 免除の場合	1/3 免除の場合
267,900 円	0 円	89,300 円	178,600 円

●世帯の収入が本学の定める収入基準額以下となる給与支給額(手取りではなく、総支給額です)の目安は以下のとおりです。

世帯構成	給与の総支給額	
独立生計者で単身の者	本人	¥3,800,000
ひとり親、本人	父又は母	¥6,650,000
父、母、本人	父母	¥7,650,000
父、母、本人、公立高校生	父母	¥8,300,000
父、母、本人、私立高校生、中学生	父母	¥8,900,000
父、母、本人、私立大学生(自宅外)、公立高校生	父母	¥10,050,000

※父(給与収入)、母(パート年収150万円)、本人(自宅外、アルバイト収入104万円以下)の条件で試算

※申請を希望する場合は、本学ホームページから「授業料免除徴収猶予家計基準適格判定表(大学院修士・博士前期・専門職学位課程用)」をダウンロードし、申請基準を満たしているか確認してください。入力には申請者と父母の最新の所得課税証明書を用意してください。

■修士等課程の「授業料免除徴収猶予家計基準適格判定表」のダウンロードはこちらから

弘前大学ホームページ ▶ 学生生活 ▶ 入学料・授業料免除等
▶ 授業料免除徴収猶予家計基準適格判定表
(大学院修士・博士前期・専門職学位課程用)



② 博士等課程学生に対する授業料免除 博

〔申請要件〕 ※以下の要件いずれかに該当する場合申請できます。

ア 経済的理由(申請者本人の収入により審査を実施する。)により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀(修得単位が皆無、修業年限を超える者は対象外。)と認められる場合。

ただし、次の項目いずれかに該当する場合は申請できません。

- ・社会人(正規雇用)の者
- ・申請日から1年間の申請者本人の収入見込みが180万円を超える者
- ・日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生、又は弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム若しくは弘前大学次世代研究者育成推進事業に採択され、研究奨励費の支給を受ける者
- ・授業料免除結果通知前に授業料を納付した者

イ 授業料の各期の納付前6ヶ月以内(新入学者の入学した日の属する期分に係る場合は、入学前1年以内)において、学生若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受けた場合。

●免除区分(全額免除のみ)に応じた授業料支払い額

授業料(半期分)	全額免除の場合
267,900 円	0 円

■入学料・授業料免除等の詳細確認はこちらから

弘前大学ホームページ ▶ 学生生活 ▶ 入学料・授業料免除等



Ⅲ 学内の各種支援制度

1. 岩谷元彰弘前大学育英基金「奨学金給付事業」

修

岩谷元彰(いわやもとあき)弘前大学育英基金は、弘前大学の前身である官立弘前高等学校を卒業され、東京大学を経て長年弁護士として活躍されていた岩谷元彰氏(故人)とそのご遺族からのご厚志を受け設立された奨学事業です。成績優秀でかつ経済的理由により修学が困難な学生に対し、ひとり 20 万円の奨学金を給付します。

- ・募集時期…10 月～11 月中
- ・採用予定人数…修士等課程各研究科から 1 名
- ・奨学金…ひとり 20 万円を一括給付(振込は 1 月下旬頃)

2. 弘前大学生生活支援奨学金

修 博

弘前大学生生活支援奨学金は、本学の学生で一時的に経済的理由により生活が困難な者に対し、生活費に充てる資金を貸与する奨学制度です。

- ・募集時期…随時
- ・貸与額…上限 10 万円(原則 1 回)。特別な事情の場合は、上限 30 万円(原則 1 回)とすることができます。
- ・振込期間…貸与願提出から概ね 2 週間以内
- ・返還…原則在学中の返還。ただし、やむを得ない事由により返還が著しく困難になった場合は卒業後の返還も可能。

■弘前大学独自の制度(奨学制度)の確認はこちらから

弘前大学ホームページ ▶ 学生生活 ▶ 奨学制度

▶ 弘前大学独自の制度(奨学制度)



3.ティーチング・アシスタント(TA), リサーチ・アシスタント(RA)制度



優秀な大学院学生に、学部学生等に対する教育補助(TA)やプロジェクト研究等における研究補助(RA)を行わせることで、教育トレーニングの機会の提供や研究遂行能力の育成を図るとともに、これらの業務に対する手当を支給することにより経済的にも支援する制度です。

なお、リサーチ・アシスタントは博士等課程に在籍する学生が対象です。条件等については各研究科にお問合せください。

4.Well-being 学際教育研究プログラム



各研究科の専門的視点に基づき、異分野融合型の総合知を活用してグローバル Well-being 共創社会の実現に貢献できる人材の育成を目的として、各研究科で開設されているプログラムです。本プログラムに選抜された学生には、研究活動を支援するため、年額 20 万円の研究費が支給されます。詳細については、各研究科へお問い合わせください。

5.弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム



本学における、優秀な博士人材の確保とイノベーション創出を担う若手研究者の養成を目的として、支援対象となる学生に、研究奨励費(生活費相当額)と研究費を支援するとともに、海外の研究機関への留学や、研究力向上、キャリア開発・育成に係る様々な取組みを実施してきました。支援内容や学生募集等の詳細はホームページで確認してください。

■弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラムの確認はこちらから

弘前大学ホームページ

- ▶ 弘前大学で学びたい方へ
- ▶ 研究活動について知りたい
- ▶ 研究活動支援(次世代弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム)



6.その他

本学の各研究科による独自の支援制度が様々あります。本冊子の末頁に本学の各種支援一覧を掲載していますので、詳細は各研究科にお問合せください。

IV 学外の支援制度

1. 日本学生支援機構の貸与奨学金

修 博

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

大学院生が利用できる奨学金には「第一種奨学金(無利子貸与奨学金)」、「第二種奨学金(有利子貸与奨学金)」、「入学時特別増額貸与奨学金(有利子貸与奨学金)」、「授業料後払い制度(大学院修士段階のみ対象)」があります。

在学生を対象として、毎年春(「在学採用」)と秋(「二次採用」)に新規申込を受け付けており、採用された場合は申込から2～3か月後に振込が開始されます。その他、4月に大学院進学予定の方を対象とした「予約採用」では、進学後に利用を希望する貸与奨学金について、進学する前年度10月に申し込むことで、進学後の4月から振込を開始することが可能です。

また、第一種奨学金利用者を対象として、返還額の全部もしくは一部が免除される「特に優れた業績による返還免除制度」があります。

(1) 第一種奨学金(無利子貸与奨学金)

特に優れた学生で経済的理由により著しく修学困難な学生に無利子で貸与されます。

ただし、留年中(過去の休学が事由によるものは除く)は申し込むことができません。

また、外国籍の人は申込資格に制限がありますので、必ず学生課に確認してください。

後述する「授業料後払い制度」は、第一種奨学金の一形態となるため、第一種奨学金を利用する場合は、授業料後払い制度との併用はできません。

●貸与月額

区分	貸与月額
修士等課程	50,000 円, 88,000 円
博士等課程	80,000 円, 122,000 円

(2) 第二種奨学金(有利子貸与奨学金)

成績が優れた学生で経済的理由により修学困難な学生に有利子で貸与されます。

ただし、留年中(過去の休学が事由によるものは除く)は申し込むことができません。

また、外国籍の人は申込資格に制限がありますので、必ず学生課に確認してください。

第二種奨学金の利率の算定方法は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」があり、どちらか一方を選択します。いずれの方式も、利率の上限は年 3.0%です。

●貸与月額

貸与月額
50,000 円, 80,000 円, 100,000 円, 130,000 円, 150,000 円

奨学金貸与に当たっての留意点(第一種, 第二種共通)

①奨学金を申し込むときは、次のいずれかを選択する必要があります。

1)機関保証に加入する(機関保証)

保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会)へ毎月一定の保証料の支払いをすることで、保証機関が連帯保証する制度です。本来の貸与月額から、一定の保証料が差し引かれた金額が振り込まれます。

2)連帯保証人と保証人を選任する(人的保証)

一定の条件にかなった連帯保証人(原則として父母またはこれに代わる人)と保証人(原則として4親等以内の親族で本人及び連帯保証人と別生計の人)が保証する制度で、本人が奨学金の返還を延滞した場合、連帯保証人・保証人は本人に代わって返還をする義務を負います。

②奨学金の貸与を受けている学生は、年に1回「奨学金継続願」を提出する必要があります。生活態度や成績、家計の経済状況により、「廃止」、「停止」、「警告」の処置がとられる場合があります。

③貸与を受けた奨学金は原則として返還しなければなりません。貸与が終了した月の翌月から数えて7か月目の月以降から返還が始まります。返還されたお金は、次に学ぶ後輩たちの奨学金に充てられます。

④過去に貸与を受けた奨学金の状況等により申請ができない場合や、貸与期間が制限される場合があります。

(3)入学時特別増額貸与奨学金(有利子貸与奨学金)

第一種奨学金または第二種奨学金に加えて、入学した月の分の奨学金の月額に一時金として増額して貸与する有利子の奨学金です。入学金などの入学時の諸費用の負担を補うことを目的として、10万円・20万円・30万円・40万円・50万円のうち、いずれかの額を選択できます。申込みは入学時に限り、貸与は入学後となります。

なお、入学時特別増額貸与奨学金だけの貸与はできません。また、利用するにあたり別途日本政策金融公庫への申込が必要となる場合があります。

(4)大学院修士段階における「授業料後払い制度」 修

令和6年度秋以降に大学院に進学した、大学院修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程の在籍者が、在学中は授業料を納付せず、卒業後の所得等に応じて納付(後払い)できる制度で、第一種奨学金(無利子の貸与型奨学金)の一形態です。そのため、第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者が対象者となります。

授業料相当額及び保証料相当額を併せた額が貸与額(返還額)となり、また、生活費奨学金として月額2万円又は4万円の貸与を受けることも可能です。

この制度を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることはできず、利用できる保証制度や返還方式などに制限があります。

(※参考 「第一種奨学金」と「授業料後払い制度」の違い)

	第一種奨学金	授業料後払い制度
支援内容	【貸与月額】 50,000 円もしくは 88,000 円	【年間の授業料相当額】 535,800 円 【月々の生活費奨学金】 20,000 円もしくは 40,000 円 (※実際に振り込まれる生活費奨学金は上記金額から保証料が差し引かれた金額となります)
年間の 振込総額	【貸与月額 50,000 円の場合】 600,000 円 【貸与月額 88,000 円の場合】 1,056,000 円	【生活費奨学金 20,000 円の場合】 775,800 円 【生活費奨学金 40,000 円の場合】 1,015,800 円 (※実際の総額は上記金額から保証料が差し引かれた金額となります)
利用できる 保証制度	機関保証もしくは人的保証	機関保証のみ
利用できる 返還方式	定額返還方式もしくは 所得連動返還方式	所得連動返還方式のみ (※年収 300 万円程度になるまで、 最低返還月額(2,000 円)での返還)
返還額	人的保証を選択した場合は、実際に振り込まれた総額が返還額となります	振込総額に保証料が上乗せされるため、実際に振り込まれた総額よりも返還額は大きくなります
在学中の 申込可能時期	春の在学採用と秋の二次採用の いずれでも申込可能	春入学者は春の在学採用のみ 秋入学者は秋の二次採用でのみ 申込可能
再申込について	利用中の第一種奨学金を辞退した場合 →貸与が終了した年の間は、第一種奨学金への再申込は可能だが、授業料後払い制度への申込は不可	利用中の後払い制度を辞退した場合 →利用が終了した年の間は、後払い制度への再申込も第一種奨学金への申込も不可

(5)特に優れた業績による返還免除制度

大学院において第一種奨学金の貸与もしくは授業料後払い制度を利用し、在学中に特に優れた業績をあげた場合、返還の全部または一部が免除される制度があります。業績として認定されるものは、学位論文、研究論文、学会発表等です。大学からの推薦により日本学生支援機構が認定します。なお、博士等課程の方で SPRING 等の支援を受けた方は本制度申請の対象外となる場合があります。

【修士等課程】

	令和 4 年度実績	令和 5 年度実績	令和 6 年度実績
全額免除（人）	5	5	5
半額免除（人）	22	25	28
免除者/申請者	27/56 (採用率 48.21%)	30/52 (採用率 57.69%)	33/60 (採択率 55%)

【博士等課程】

	令和 4 年度実績	令和 5 年度実績	令和 6 年度実績
全額免除（人）	1	1	0
半額免除（人）	2	1	1
免除者/申請者	3/3 (採用率 100%)	2/2 (採択率 100%)	1/1 (採択率 100%)

教員になった者に対する奨学金の返還免除制度(教員免除)※令和 6 年度から開始

教職大学院において第一種奨学金の貸与もしくは授業料後払い制度を利用し、在学中に特に優れた業績をあげた方のうち、教員採用試験に合格（学部在学時に合格し採用延期制度等の適用を受けた場合を含む）し、教職大学院を修了した翌年度から正規教員として採用になった方を対象に、返還の全額が免除される制度です。なお申請にあたっては、正規教員として勤務開始となった 4 月中に、在職証明書もしくは辞令等の提出が必要となります。

【専門職学位課程】

	令和 4 年度実績※1	令和 5 年度実績※1	令和 6 年度実績※2
全額免除（人）	0	0	3
半額免除（人）	1	1	0
免除者／申請者	1/4 (採択率 25%)	1/3 (採択率 33.3%)	3/3 (採択率 100%)

※1 教員免除開始前のため特に優れた業績による返還免除制度枠での申請者・免除者数となります

※2 教員免除枠での申請者・免除者数となります。

■独立行政法人日本学生支援機構ホームページはこちらから

日本学生支援機構の奨学金について目的や対象にあわせて
各種情報が掲載されています。



■弘前大学における日本学生支援機構奨学金(貸与型)の募集情報の確認はこちらから

弘前大学ホームページ ▶ 学生生活 ▶ 奨学制度

▶日本学生支援機構(JASSO)の制度 ▶2.日本学生支援機構(貸与型)



2. 自治体や企業・団体等の奨学金

自治体(都道府県・市町村等)や民間団体等が行う奨学金制度もあります。申請方法は、大学推薦によるものと、本人申請によるものがあります。本学が取り扱っている奨学団体は約 60 団体あり、募集の時期は 3 月から 5 月に集中しています。

本学では自治体等から案内があるたび、キャンパススクエアのウェブ掲示版等でお知らせしていますので、確認してください。出身地や学問分野が限定されるなど、応募資格に制限がある場合がありますので、詳細は必ず各団体等のホームページや募集要項で確認のうえ応募してください。

民間団体等が行う奨学金の多くは、大学を通さず募集、採用が行われます。積極的にインターネットで情報収集するなどしてください。

【自治体等による奨学金返還支援制度】

奨学金返還支援制度とは、自治体等（都道府県・市町村等）が、一定条件を満たすことにより奨学金の返還を支援してくれる制度です。

奨学金返還支援制度については、日本学生支援機構のホームページでも情報を確認できます。

日本学生支援機構ホームページ ▶ 奨学金返還支援制度



■大学に案内があった奨学金一覧

在校生のみが確認可能なウェブ掲示板です。

弘前大学キャンパススクエア ▶ 掲示 ▶ 掲示板

▶ 学生関係【奨学金・授業料免除・学生生活等】

▶ 【奨学金】各種団体奨学金募集一覧



3. その他

奨学金のほか、大学院生を対象とした研究奨励制度等もあります。

（例）日本学術振興会 特別研究員制度

若手研究者に対して、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与え、研究者の養成・確保を図る制度です。

■日本学術振興会ホームページから確認できます。

日本学術振興会ホームページ ▶ 特別研究員制度



【参考資料】令和 7 年度 弘前大学大学院生への支援等について

弘前大学 大学院生への支援等について 参考：弘前大学大学院生数：令和年12月1日現在 1,039人

1 入口支援

大学院就学に関する支援

2 在学中の支援

在学中の教育/研究/経済的支援

3 出口支援

修了者の進路確保
キャリアパス支援等

経済支援

●入学科免除

(R07決定:全額免除2件, 2/3免除4件, 1/3免除106件/申請216件)

●授業料免除

(R07前期決定:全額免除68件, 2/3免除51件, 1/3免除176件/申請304件)
(R07後期決定:全額免除67件, 2/3免除38件, 1/3免除207件/申請327件)

弘前大学独自の支援

○教職大学院生への検定料・入学科・寄宿舎料支援

(R07決定:9件)

○研究医育成事業による入学科支援

(R07決定:2件)

○医学研究科学生支援事業による入学科支援

(R07決定:0件)

□長期履修制度

□先行履修制度

□キャリア教育科目の設置

□講演会・セミナー等の開催

●TA・RA制度

○弘前大学生生活支援奨学金（貸与）

(R07決定:1件)

○岩谷元彰弘前大学育英基金奨学金給付

(R07決定:6件/申請28件/奨学金20万円)

○弘前大学若手優秀論文賞

(副賞:研究助成金20万円)

○研究医育成事業による授業料支援

(R07決定:2件/申請2件)

○研究費支援事業

(研究費5万円×6名)

○研究支援事業

(R07:6名へ支援)

○学術表彰「あすなろ賞」「学術賞」

(R07決定13件)

○学会参加費（旅費）等支援

(R07決定:人文社会科学研究科1件/理工学研究科16件/地域社会研究科12件/地域共創科学研究科9件)

○ICT支援

□就職相談

□就職ガイダンス

□企業説明会（合同・個別）

□インターンシップ

□弘前大学キャリアコミュニティ

(弘大生限定求人のみ掲載された検索サイト)

□セカンドキャンパス

○テニュアトラック制度

学外支援

◎日本学生支援機構貸与奨学金

(R07:修士等課程 延べ299人, 博士等 延べ8人)

◎各種財団等による奨学金制度給付・貸与

◎日本学術振興会特別研究員制度

◎日本学生支援機構奨学金返還免除制度

(R06決定:37件)

◎自治体等による奨学金返還免除制度

※全学的取り組みは下線

※対象となる研究科等は以下アイコンのとおり

人文社会科学研究科

教育学研究科

医学研究科

保健学研究科

理工学研究科

農学生命科学研究科

地域社会研究科

地域共創研究科

修士・博士前期・専門職学位課程

博士・博士後期・後期年博士課程

●運営費交付金

○独自予算

◎学外予算

□その他

※全学的取り組みは下線

※対象となる研究科等は以下アイコンのとおり

 : 人文社会科学研究科
  : 教育学研究科
  : 医学研究科
  : 保健学研究科
  : 理工学研究科
  : 農学生命科学研究科
  : 地域社会研究科
  : 地域共創研究科

 : 修士・博士前期・専門職学位課程
  : 博士・博士後期・後期博士課程

●運営費交付金
 ○独自予算
 ◎学外予算
 □その他

※予算等の都合により、制度が見直しとなっている場合があります。詳細は各研究科等にお問合せください。